

毒物劇物販売業登録申請
手続きのしおり

— 令和6年9月 —

高松市保健所生活衛生課

高松市桜町一丁目10番27号

TEL 087-839-2865

FAX 087-839-2879

1 毒物劇物販売業の登録申請の手続きについて

毒物又は劇物を販売（伝票販売を含む）、授与する場合には、毒物劇物販売業の登録が必要です。登録申請時には、次の書類が必要です。黒のインク等を用い、楷書ではっきり書き、施設完成後遅くとも営業開始予定日の1週間前までに、手数料を添えて申請してください。

関係様式については、高松市ホームページ「もっと高松」からダウンロードすることができます。

(1) 申請書及び添付書類一覧

書 類	留 意 事 項
1 販売業登録申請書	・直接、毒物劇物を取り扱わない（現物在庫しない）場合は、備考欄に「伝票販売」と記載すること。この場合、表中4～8の書類は不要。
2 店舗・倉庫の平面図	〈店舗周辺の見取り図〉 〈配置図（例示P7：図1）〉 ・申請する店舗のある1フロア全体の平面図を記載し、店舗の位置を明示すること。 〈平面図（例示P7：図2）〉 ・申請店舗、倉庫等を記載し、毒物劇物保管場所の位置を明示するとともに保管場所の寸法を記入すること（伝票販売の場合、保管場所は不要。）。
3 登記事項証明書 *	・法人のみ必要。 ・原本を提出のこと。
4 毒物劇物取扱責任者設置届	・直接、毒物劇物を取り扱う場合に必要。 ・5～8の書類を添付すること。
5 雇用契約書（写）又は業務従事証明書	・毒物劇物取扱責任者について必要。 ・取扱責任者を雇用する場合は、雇用契約書（写）が必要。 ・法人の役員が取扱責任者の場合は、業務従事証明書が必要。
6 診断書 *	・毒物劇物取扱責任者について必要。 ・原本であること。
7 宣誓書	・毒物劇物取扱責任者について必要。
8 毒物劇物取扱責任者の資格を証明する書類（写） *	・次のいずれかの書類の写しが必要。 ①薬剤師免許証 ②厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了したことを証明する書類（卒業証書、卒業証明書、単位取得証明書等） ③毒物劇物取扱者試験の合格証 ・申請時に原本を提示すること。ただし、申請者が原本を確認し、写しに原本照合した旨を記載した場合は原本の提示を省略することが可能。詳しくは高松市ホームページをご覧ください。
添付書類の省略	・*印のある書類について、高松市内で毒物劇物販売業登録若しくは薬局又は医薬品販売業許可等を受け、かつ高松市保健所長に一度提出した書類に変更がなければ、省略することができます。 ・添付書類の省略を希望する場合は、別紙「添付書類の省略について」に必要事項を記載し、申請書に添えて提出してください。
手数料	14,700円（現金）

(2) 店舗の構造設備等（法第5条、法第12条第3項、規則第4条の4）

- 1 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ・ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
 - ・ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ・ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。
 - ・ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
 - ・ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けてあること。
- 2 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- 3 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。
- 4 毒物又は劇物を貯蔵・陳列する場所には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字が表示されていること。

2 登録後の諸手続きについて

関係様式については、高松市ホームページ「もっと高松」からダウンロードすることができます。

(1) 登録更新申請

登録は6年ごとに更新を受けなければなりません。引き続き営業したい場合は、**期限満了の**

1ヶ月前までに手続きが必要です。

〈必要書類〉 ①登録更新申請書

手数料：6,400円

②登録票

(2) 登録票書換え交付申請及び再交付申請

登録票の記載事項に変更があった場合は、登録票書換え交付申請を、また、登録票を紛失したり、汚損した場合は、登録票再交付申請をすることができます。

〈必要書類〉 ①登録票書換え交付申請書又は登録票再交付申請書

書換え交付申請手数料：2,400円

再交付申請手数料：4,000円

②登録票（紛失による再交付申請の場合は不要。）

(3) 変更届

次の事項を変更した場合は、30日以内に届出をしなければなりません。

	変 更 事 項	変更届に伴う添付書類
1	申請者の氏名又は住所	・ 個人の氏名の変更：戸籍謄(抄)本又は戸籍事項証明書 ・ 法人の名称又は所在地の変更：登記事項証明書 (履歴事項証明書等変更の履歴がわかるもの)
2	店舗の名称	
3	設備の重要な部分	変更後の平面図

〈必要書類〉 ①変更届

②変更事項に応じた添付書類

(4) 毒物劇物取扱責任者変更届

取扱責任者を変更した場合は、30日以内に届出をしなければなりません。

- 〈必要書類〉
- ①毒物劇物取扱責任者変更届
 - ②雇用契約書の写し又は業務従事証明書
 - ③診断書
 - ④宣誓書
 - ⑤毒物劇物取扱責任者の資格を証明する書類の写し（原本を提示すること。
ただし、申請者が原本を確認し、写しに原本照合した旨を記載した場合は原本の提示を省略することが可能。詳しくは高松市ホームページをご覧ください。）
 - ・薬剤師免許証
 - ・厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了したことを証明する書類（卒業証書、卒業証明書、単位取得証明書等）
 - ・毒物劇物取扱者試験の合格証

(5) 毒物劇物取扱責任者の住所・氏名変更届

取扱責任者の住所・氏名が変更した場合は、30日以内に届出をしなければなりません。

- 〈必要書類〉
- ①毒物劇物取扱責任者の住所（氏名）変更届
 - ②氏名の変更の場合は戸籍謄（抄）本又は戸籍事項証明書

(6) 廃止届

営業を廃止した場合は、30日以内に届出をしなければなりません。

- 〈必要書類〉
- ①廃止届
 - ②登録票

注意 次の事例に該当する場合は、新規登録申請及び廃止の届出が必要です。

- ①店舗を移転又は新築する場合。
- ②申請者が変更（法人⇄個人等）する場合。
- ③業態を変更（一般⇄農薬用品目⇄特定品目）する場合。

3 毒物又は劇物の譲渡手続き等について

(1) 譲渡手続き（法第14条、規則第12条の2）

毒物又は劇物を販売（伝票販売を含む）又は授与するときはその都度、次の譲渡手続きが必要です。

- * ①毒物又は劇物の名称及び数量
②販売又は授与の年月日
③譲受人の氏名、職業及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）

○毒物劇物営業者に譲渡する場合

販売（授与）する側が、*の事項を記載し、その帳簿を5年間保存しなければなりません。

販売（授与）を行った相手の毒物劇物営業者登録の有無を登録票により確認し記録して下さい。

○毒物劇物営業者以外の者（エンドユーザー）に譲渡する場合

譲受人から、*の事項を記載し押印した書面の提出を受け、5年間保存しなければなりません。

販売相手の身元確認を行い、使用目的を聞き取り、毒物又は劇物の種類や量が適当であるかを確認してください。

(2) 毒物又は劇物の交付の制限（法第15条第1項）

次に掲げる者には、毒物又は劇物を交付してはなりません。

- ① 18歳未満の者
- ② 精神機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行えない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

言動その他から使用目的があいまいな者等、安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないよう注意してください。相手に不審を感じたら、販売（授与）をやめ、速やかに警察に通報してください。

(3) 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物の譲渡し

（法第15条第2項～第4項、規則第12条の2の6、規則第12条の3）

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるものについては、交付を受ける者から資料の提示（身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等）*を受けてその氏名及び住所を確認した後でなければ交付してはなりません。また、帳簿（確認簿）を備え次の事項を記載し、最終の記載の日から5年間保存しなければなりません。

- ① 交付した劇物の名称
- ② 交付の年月日
- ③ 交付を受けた者の氏名及び住所

* 提示を受けた書類は帳簿の記載事項ではありませんが、記録を残すことが望ましいです。
※ 常時取引関係にある者や農業協同組合の組合員等、営業者が氏名及び住所をきちんと把握している場合は、書類の提示をうけなくてもかまいません。

なお、対象となる劇物は次のものです。

- ① 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る。）
- ② 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る。）
- ③ ナトリウム
- ④ ピクリン酸

(4) 情報提供（施行令第40条の9、規則第13条の10～12）

毒物劇物営業者は毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、譲受人に対しその性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・ 一回につき200mg以下の劇物を販売又は授与する場合
- ・ 施行令別表第一の上欄に掲げる物*を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

※ 塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る）。
ジメチル-2・2-ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る）。

性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに当該譲受人に対し変更後の情報を提供するよう努めなければなりません。

情報提供は次のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければなりません。

- ・ 文書の交付
- ・ 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

提供しなければならない情報の内容

- ・ 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 毒物又は劇物の別
- ・ 名称並びに成分及びその含量
- ・ 応急措置
- ・ 火災時の措置
- ・ 漏出時の措置

- ・ 取扱い及び保管上の注意
- ・ 暴露の防止及び保護のための措置
- ・ 物理的及び化学的性質
- ・ 安定性及び反応性
- ・ 毒性に関する情報
- ・ 廃棄上の注意
- ・ 輸送上の注意

〈参考様式〉

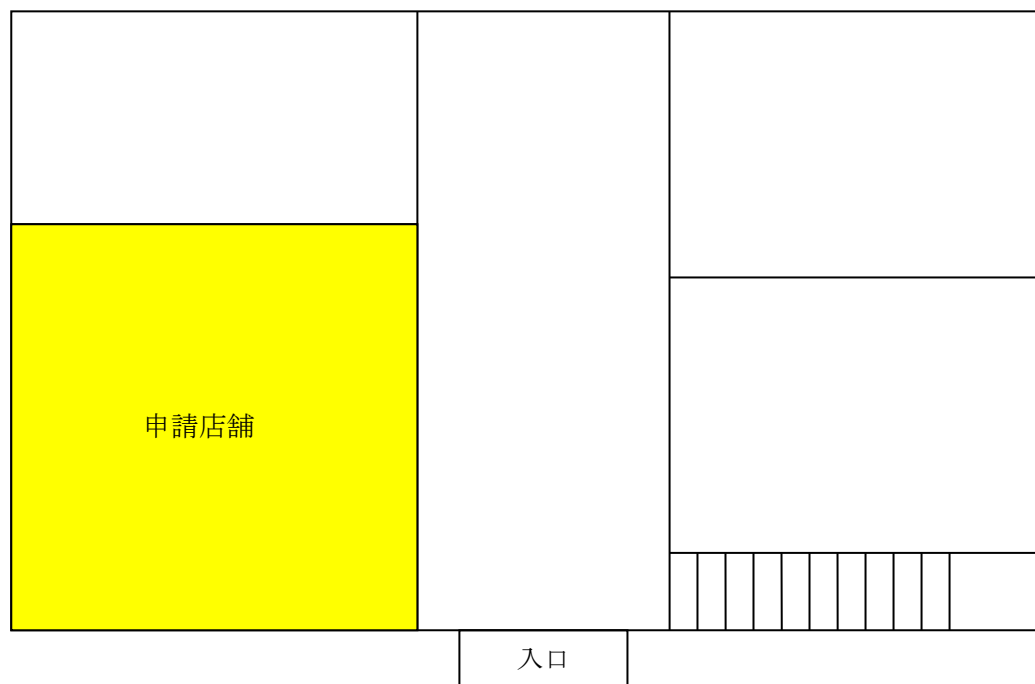
毒 物 及 び 劇 物 譲 受 書		
毒 物 又 は 劇 物	名 称	
	数 量	
販 売 又 は 授 与 の 年 月 日		
譲 受 人 〔法人にあっては〕 〔その名称及び主 たる事務所の所 在地〕	住 所	
	氏 名	㊟
	職 業	
備 考		

〈参考様式〉

毒 物 劇 物 讓 渡 書

[illegible]

〈図 1〉



〈図 2〉

